

入 札 説 明 書

この説明書は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）、鳥取県病院局財務規程（平成 7 年鳥取県病院局管理規程第 12 号。以下「財務規程」という。）、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。）及び本件公告に定めるもののほか、本件調達に係る入札及び契約に関し、入札者が熟知し、かつ遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 調達内容

- (1) 調達案件の名称及び数量
ホルムアルデヒド作業環境測定等業務 一式
- (2) 業務の仕様
別紙 1～6「仕様書 1」～「仕様書 6」（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 委託期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 13 日まで
- (4) 履行場所
鳥取市江津 730 鳥取県立中央病院

2 公告の日 令和 8 年 2 月 2 日（月）

3 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付出第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成 14 年法律第 154 条）の規定による更正手続き開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続き開始の申立てが行われた者でないこと。
- (4) 令和 6 年鳥取県告示第 507 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が以下のいずれかの業種区分に登録されている者であること。
 - ア 建物等の保守管理の建物設備の点検整備
 - イ 各種調査委託の環境測定・調査
 - ウ その他の委託等のその他
- (5) 直近過去 3 年度間において、同種業務を請け負った実績のある者であること。

4 契約する者

鳥取市江津 730
鳥取県立中央病院長 千酌浩樹

5 配布資料

- ・参加表明書 (様式第 1 号)
- ・入札書 (様式第 2 号)
- ・委任状 (様式第 3 号)
- ・契約保証金免除申請書 (様式第 4 号)
- ・質問書 (様式第 5 号)
- ・電子契約同意書兼メールアドレス確認書 (様式第 6 号)
- ・仕様書

6 手続等に関する問い合わせ先

- (1) 入札の手續及び仕様に関する問合せ先
〒680-0901 鳥取市江津 730
鳥取県立中央病院事務局経営戦略課
電話 0857-26-2271
電子メール chuoubyouin@pref.tottori.lg.jp
- (2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問い合わせ先
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220
鳥取県総務部総合事務センター物品契約課
電話 0857-26-7431

7 入札に関する問合せの取扱い

- (1) 疑義の受付
本件入札に関しての質問は、質問書（様式第5号）によることとし、電子メールにより6の(1)に令和8年2月6日（金）午後5時までに提出することとし、原則として、訪問、電話又はファクシミリによる質問は受け付けないものとする。
- (2) 疑義に対する回答
(1)の質問に対する回答については、令和8年2月10日（火）までにインターネットのホームページ (<https://www.pref.tottori.lg.jp/chuoubyouin/>) によりまとめて閲覧に供する。

8 入札者に要求される事項

- (1) 本件一般競争入札に参加しようとする者は、参加表明書（様式第1号）を6の(1)に令和8年2月12日（木）午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (2) 提出部数は各1部とし、その規模はA4版とする。
- (3) 事前提出物の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提出された事前提出物は返却しない。また、提出した者に無断で本件入札に係る事務以外の用途には使用しない。
- (5) 入札者は、(1)の書類に関して説明を求められたときは、それに応じなければならない。

9 入札参加資格の審査について

- (1) 8により提出のあった書類を審査の上、入札参加資格の有無を確認し、入札参加資格がないと認められた者には、令和8年2月16日（月）までに通知する。
- (2) (1)の審査により入札参加資格がないと認められた者は、鳥取県立中央病院長に対し、入札参加資格がないとした理由について、令和8年2月17日（火）までに書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
- (3) (2)により説明を求められた場合、鳥取県立中央病院長は、説明を求めた者に対して令和8年2月18日（水）午後5時までに書面により回答する。

10 入札及び開札

- (1) 入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税を含めた金額とすること。併せて、内訳に消費税及び地方消費税の額を記載すること。
- (2) 入札者は、政令、財務規程、会計規則、本件公告及びこの入札説明書を熟知の上、入札すること。
- (3) 入札後、本件公告及びこの入札説明書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (4) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出すること。
- (5) 入札者は、入札書の記載内容を末梢、訂正又は挿入するときは、当該箇所を押印しなければならない。ただし、入札金額は訂正できない。
- (6) 入札者は、いったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (7) 入札書及び委任状の様式は、様式第2号及び様式第3号とすること。
- (8) 入札書及び委任状の宛名は「鳥取県立中央病院長 千酌浩樹」とすること。

(9) 再度入札は2回をもって終了とする。(初度入札を含めて3回とする)

(10) 不落札の場合には、随意契約とする。

11 入札の無効

(1) 本件公告に示した入札参加資格のない者の入札

(2) 入札者に求められる義務を履行しなかった者の入札

(3) 他の入札者の代理人を兼ねた者、又は2人以上の入札者の代理をした者の入札

(4) 委任状のない代理人の入札。ただし、年間委任状を提出している場合は、この限りではない。

(5) 入札に関して不正の行為があった者の入札

(6) 記名押印のない入札書による入札

(7) 入札書の金額、氏名、印影、その他入札に関する要件を欠き、又は重要な文字を誤脱し、若しくは記載内容を確認しがたい入札書による入札

(8) 政令、財務規程、会計規則、本件公告及びこの入札説明書に違反した入札

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は、免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規程第69条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定の例により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

13 落札者の決定方法

本件公告に示した案件を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定の例により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、その者を落札者とせず、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札をしたものを落札者とするところがある。

14 契約手続きにおいて使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

15 契約書作成の要否

要

16 手続における交渉の有無

無

17 その他

(1) 落札者が免税事業者である場合は、入札終了後、消費税等に係る免税事業者届出書を提出すること。

(2) 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取り止めることがある。

(3) 本件業務については、受注者の業務開始後の履行状況評価を定期的に行うこととしている。従って、履行状況が契約書に示した基準等と適合しないと認められるときは、業務の改善を指示し、その指示に従わない時は契約を解除するものとする。

(4) 本件入札参加確認に係る事項及び提出された資料の内容について、後日事実と反することが判明した場合は、契約を解除するものとする。

(5) 受注者は、発注者の承認を得ないで再委託をしてはならない。

(6) 契約の相手方(以下「受注者」という。)が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、

契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受注者がいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受注者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

（ア）暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

（イ）暴力団員を雇用すること。

（ウ）暴力団又は暴力団員を代理、斡旋、仲介、交渉等のために使用すること。

（エ）いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

（オ）暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

（カ）役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

（キ）暴力団若しくは暴力団員であること又はアからカまでに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入、納入その他業務を下請け等させること。

（7）再委託の禁止

ア 受注者は、発注者の承認を受けないで、再委託をしてはならない。

イ 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、アの再委託の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。

（ア）再委託の契約金額が本件業務に係る委託料の額の50パーセントを超える場合

（イ）再委託する業務に本件業務の中核となる部分が含まれている場合

ウ 受注者は、アの承認を受けて第三者に再委託を行う場合、再委託先に本件業務に係る契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して責任を負わせなければならない。

（8）12の（2）の契約保証金の免除を希望する落札者は、落札の通知を受けたら直ちに契約保証金免除申請書（様式第4号）を、5の場所に提出すること。

（9）発注者が利用する電子契約サービスによる契約を希望する落札者は、落札の通知を受けたら直ちに電子契約同意書兼メールアドレス確認書（様式第6号）を、6の（1）の場所に提出すること。

なお、電子契約の締結に同意した落札者は、発注者が電子署名完了後に同サービス上で落札者宛に送信するメールにより契約書等の内容を確認し、異議がなければ電子署名を行うものとする。